

第五節

第四回参議院法務委員会會議録第三号

昭和二十三年十二月九日(木曜日)

本日の會議に付した事件

○裁判所法の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

○刑事訴訟法施行法案(内閣提出)

○檢察官の俸給等に関する法律案(内閣提出)

○裁判官の報酬等に関する法律案(内閣提出)

○裁判官の俸給等に関する法律案(内閣提出)

○裁判官の報酬等に関する法律案(内閣提出)

○裁判官の俸給等に関する法律案(内閣提出)

○裁判官の報酬等に関する法律案(内閣提出)

○裁判官の俸給等に関する法律案(内閣提出)

○裁判官の報酬等に関する法律案(内閣提出)

○裁判官の俸給等に関する法律案(内閣提出)

○裁判官の報酬等に関する法律案(内閣提出)

す。そうしてそのセクレタリーの、秘書とでも申しますか、セクレタリーの職務権限につきましては、一昨日来私共の方で取調べましたところでは、はつきりした明文を設けた規定が見当たらないのでございますが、恐らく裁判官の職務について全面的に補助をする機関になつておるのでないかと思われれるのであります。でそういうセクレタリーは裁判官個人によつて任命せられ、経費が國庫から出るといふ形式になつておるものよりでございます。

向てそういうセクレタリーを任命する場合には如何なる人を持つて来るかということについては、別に何らの資格制限も認められないのでございますが、ただ最高裁判所のそういう裁判官に個人的に附屬する関係上、弁護士に属する場合には若干の弁護士の職務を行う場合の制限があるように見受けられるのであります。従つてその地位に就く者は弁護士資格を持つておる者が比較的多く就くのではないかと想像せられるのであります。只今のところまで分りましたところでは、その程度でございます。

従つて甚だ職務内容について詳しくことが分らないのは遺憾でございますが、実は司令部の方の私共が接触しております係官の方に個人的に向うでどういふ職務内容を持つておるかを尋ねて見たのであります。恐らくコート・ルール、裁判のルール、若しくは裁判官が個人的にどういふ仕事をしろというようなことを命じてやつておるのではないかと思ふが、法律の

調査その他裁判官の一切の仕事についてやつておるものだと自分では了解しておるといふように伺つた次第でございます。詳細の点甚だ不十分でありまして恐縮であります。この程度で一つお願いいたします。

○委員(伊藤修君) そういたしますと、この原案の秘書というものの内容とは異なるのでせうね。その点を重ねて一つはつきりお述べ願つて頂きたい。

○委員(小川善吉君) 裁判事務につきましては、裁判官の補助機関として調査官がございまして、裁判事務に直接接するといふことは避けたいと思ひますが、避けるつもりで立案されておりますが、行政事務につきましても、裁判官の關係する事務の全般について裁判官を助けていく、機密なことを掌る。勿論裁判事務の關係では手足になる程度の補助的なことは若干手傳いすることもあるかと思ひます。例へば裁判官が合議の資料をタイプの方へ廻すとか、或いは裁判官に配付するとかといふことを手傳いするくらいのことでは若干するようなことがあるかと思ひますけれども、裁判事務自体の中へ調査官のようなお手傳いをするのは全然ないと思ひます。そういうような意味合で機密に関する事務という表現を用いた次第であります。

○委員(伊藤修君) 思ふじやなくして、そういうことをしないといふのはつきりそれを言明願つて置かんと、いわゆる裁判事務のうち裁判官事務に

は携わらない。而して裁判官事務の中に携わる部分は機械的な部分のみであつて、その上については裁判事務には携わらない。行政面に専ら携わるものであるといふ御趣旨かどうか、その点をはつきり明確にして頂きたい。

○委員(小川善吉君) 只今委員長の御指摘の通りに取り運びしたいと思います。

○委員(伊藤修君) 他に御質問ございませんか。

○宮城タマヨ君(家庭裁判所の運営のこと) 政府といいたしましては、來年一日から実施されるように鋭意研究準備いたしておりますけれども、關係方面との折衝もございまして、又相當大なる予算を伴う關係上、その実施について十分確信を持ち得ない状態にございます。

○宮城タマヨ君(政府の予算) 立つてございませうか。

○委員(伊藤修君) ちよつと關係の者がおりませんので……若し何ならお呼びしますが。

○委員(小川善吉君) この予防更生法が家庭裁判所の実施と同時に並行して行かなければ、非常に運営に差支えると思つてございまして、この点を懸念いたしておるものでございまして、けれども、それはやはり大なる予算が伴うだろう

と思ひますので、今日の状態として如何でございますかと、心配しておるところなものでございませうけれども……

○委員(伊藤修君) 宮城委員の御指摘の通りでございます。政府といたしましては非常に苦慮いたしております。で或いはまだ確定的には申し上げ兼ねますけれども、少年法の実施につきまして、多少猶予をお願いしなればならないような事態になるのではないかと考えております。

○委員(小川善吉君) それでは今一つ。家庭裁判所の所長は、どちらの方面から出る、まあこれは決めるわけにも行きませんが、せういふけれども、恐らく民事の方面をやつていらつしやつた方が所長におなりになるという場合が多くあるのではないかとと思ひますが、この点如何でございますか。それで私共心懸いたしておりますのは、三十年近い歴史と実績とを持つております、少年審判の漸く緒につきましたときに、それに新らしい民事の方の家事審判でやつておりましたこの仕事を加えることになりまして、そこがどうも水と油のやうな關係で、運営上、非常に問題が多いのじやないかというように思ひますが、それも所長のあり方によりまして、或いは円滑に運営されるようなことにもなるだろうと思ひますが、この点は如何なものでございませうか。

○委員(伊藤修君) 家庭裁判所の所長に如何なる人が御任命になるか、これは最高裁判所におかれま

て、十分御検討の上適材が選ばれるだろうと考えております。御存じのように家庭裁判所は、少年審判所と家事審判所とが統合されてきます関係上、少年事件或いは家庭事件には十分経験をもち、識見を持たれたる判事が恐らく所長に命ぜられるだろうと思っております。果して具体的な裁判所如何なる人が選ばれますか。少年審判所関係の人が選ばれますか、それとも家事審判所関係の人が選ばれますか、或いはその外から選ばれますか、ちよつと政府といたしまして、はつきり申上げることができませんが、恐らく運営上、最も理想とされる人が選ばれるだろう、こう考えております。

○宮城タマヨ君 今一つ、家庭裁判所というところに名前が変りましたことによつて、少年裁判の方は非常に利用する人が少くなるのじやないかという虞れがございます。つまり審判所が裁判所に変わりましたという名前によつて、その内容を知るまでは、非常に怖い所でない所のように考え易いと思つてはならない所です。それでこれを宣傳するのに相当に政府としては御準備が要るだろうと思つて、殊に通告事件についてこれは必要なことなんで、どうしても通告事件に重きを置かなければならぬと思つたときに、この宣傳方法について何か御用意がございまして、どうしてか。

○説明員(小川善吉君) 御意見誠に御尤もでございます。最高裁判所におきましては、家庭裁判所の宣傳の経費を若干計上いたしまして、政府の方にその支出方をお願いしております次第でありまして、若し裁判所側でお願いしてお

る経費が相当に認められますれば、宣傳については相当な満足されるようなことが出来るのではないかと予想しております次第でございますが、何しろ実施予算が確定しておりませんので、まだその内容を申上げられるところまで実は行つておりませんのを、甚だ残念に思つておる次第でございます。

○委員(伊藤修君) 鬼丸さんの昨日御要求になりました資料は目下作成中で、今暫く掛かるのでございまして、他に御質疑がなければ、この程度にして置きまして、資料の参るまで他の法案を審議したいと思つて、如何なものかと思つておられますか。

○鬼丸善吉君 私刑事訴訟法の施行法についての質疑をいたしたいと思つたが、刑事訴訟法の施行法の第二條にありまする新法と旧法の適用範囲についての問題になるのでありますが、これは資料を頂きますから重ねてお伺いいたしたいと思つて、その前に一應私は承つて置きたいと思つたことは、すでに来年の一月一日から新法が施行されますことになれば、自然捜査の方法も変わつて参りますし、裁判の運営においても大きな違いが生じて参ります。そこで只今提案されております改正刑事訴訟法の施行法案によりますと、検事の公訴提起の今の事件はすべて旧法によることになつております。もしそれとするならば、追起訴の事件はどういうふうになるのか、先ずそれを伺いたい。

○政府委員(岡崎一君) 答へいたします。新法施行後に追起訴が行われますと、基本の起訴と分離いたしまして、追起訴にかける事犯につきましては

は、新法で処理されることと考えております。

○鬼丸善吉君 そういふことになりまする結果としては、同じ事件であり、同じ関連の事件であつて、一方は旧法により、他方は新法によるという結果が生じて参ると思つて、尙そこで新法、旧法によつて裁判所手続が違つて参ります結果としては、同じ関連の事件でありながら、併合審理が第一できなくなる。又そうした場合に、旧法によるものは無罪となり、新法による方が有罪となるといふようなこと、或いは又それと逆な場合も考えられます。こうした大きな不自然なことができて参りますこと、なぜその同じ事件であり、同じ関連を持つ事件であるものを、殊更それを新法の訴訟手続法の関係からして、二様に分つて、刑法審理ができないという不自然なことが起きまするとは、如何にも非常に不公正なる、不自然なる結果になりまする。この間の調節を如何に考えておられるか、又それについて政府の方では考えておられるのであります。訴訟関係人は新法と旧法によつて、一方は検事の作成された資料によつて審理し、他方は全然そういうふうなことなく、法廷中心でやるということになりますれば、申すまでもなく併合審理が絶対できなくなる。又今の追起訴の問題も、考えて見ますと、そんな無理をしてまでもやらなければならぬ理由はどこにあるか、かように思つております。そこで公判がすでに開廷されておる事件の場合には、従来の扱ひから言つて、先ず事件の捜査の方の事件というものは、殆んど一段落を告げておる事件が多い。現に係属しております事件の中におきまして、すでに第一回の公判を開くというふうなことになるものには、一應検事の捜査というものは追起訴されて、先ずこれで以て行くという見通しになつて初めて公判が進行しております。でありますから、私はやはり公判を一回開いた事件のみに限つて旧法を適用するといつた方が、その統一が取れてよいのではないかと、かように思つております。そういうふうな見地から、恐らく第三回國會の場合には、政府案というものが、やはり第一回公判開廷以後のものに限つて旧法を適用するといふふうにされたのだと思つて、更に又ここで私共非常に心配に堪えないと思つたことは、現に捜査の係属しておる事件で、未だ公判を請求するに足らざるいわゆる未熟の事件、この未熟途上にある、捜査途上にある事件がすでに公訴すべきものだというふうな、最後の結末を告げるまでに至らない事件でありまして、折角捜査を開始しておるというふうな関係から、先ず旧法によらしめるというふうな必要上、捜査の度私を私は心配する。かように考えますと、やはり第三回國會に出されたふうな、第一回公判を開いた事件のみが旧法を適用するといつた方が、訴訟関係人の利害の上においても、又訴訟運営の上においても適當ではないかと、かように思つて、政府の御意見を承わりたいと思つております。

○政府委員(岡崎一君) 公訴手続の時期によつて新法が適用され、或いは旧法が適用されるということになつておりますと、只今鬼丸委員の御指摘の

ような混乱が……混乱と申しますか、不利益な状態の生ずることはあり得ると思つて、或るべくさういふ混乱、或いは不利益なことが起きませんように、檢察当局といたしましては十分捜査を遂げ、さうして公正な公訴の手続を行わせるような取扱ひをなされるであらうと確信いたしておりますが、檢察局長の閣下課長が参つておりますので、その点については尙詳細御説明をお願いしたいと思つております。

「委員長退席、理事岡部常務委員長席に著く」

○鬼丸善吉君 只今の御答弁はなつていない。私の伺いますことは、同じ事件であり、同じ関連の事件でありながら、一方は新法により、一方は旧法によるということになりまして、そのために事件が併合審理ができなくて、このおの／＼別々に判決をしなければならぬというふうな、不自然なことまで押切つてやらなければならぬ必要がどこにあるか、こう思つております。

○政府委員(岡崎一君) 言葉が少し足りませんで恐縮に存じますが、さういふことが起きませんように、言換れば追起訴を行わないで済みますようには、事件の捜査を十分遂げまして、さうして起訴されるということになりますれば、旧法か新法か、どちらかが適用されることになりますれば、成るべくさういふふうな取扱ひとしては、お取計らいになるだろう、こう考へるのではありませんけれども、万止むを得ないで起訴いたしております、さうして更に捜査を遂げますと、関連の事件があるといふことで、今度追起訴いたしますと、その追起訴が新法施行後に参りますと、取扱ひが鬼丸委員の御指

若干計上いたしました。政府の方にその支出方を願ひしておる次第でありまして、若し裁判所側で願ひしてお

します。新法施行後に追起訴が行われますと、基本の起訴と分離いたしました。追起訴に於ける事犯につきましては

かすてに開き、おたがひに追起訴の場合同は、従来の扱ひから言つて、先ず事件の捜査の方の事件というものは、

旧法が適用されるということになつておりますと、取扱いが鬼丸委員の御指

しますと、その追起訴が新法施行後になりませんと、取扱いが鬼丸委員の御指

摘のように二つに分れまして、併合審理されるということが不可能になる。そういたしますと、例えば両方共有罪ということになる、別々に刑の言渡を受けて、被告人としては確かに不利益な状態に立至るといふことはあり得ると思ひます。併しそういうことは成るべく起さないように、言換れば追起訴することがなくて済みますように十分捜査を遂げ、そうして成るべく一本の起訴で行かれるように、檢察当局は努力すると私は確信いたしておりましたけれども、その点につきましては檢察当局の責任ある答弁をいたしたいと思ひますので、或いは今宮下課長が出席しておりますので、宮下課長の御説明でよろしければ説明をお許し願ひたいと思ひます。或いは次の機会に檢察関係の政府委員に出席させて答弁いたしてもよいと思ひます。

○鬼丸委員 私はこの檢察当局の方で以て手加減のできるような問題ではないと思ひます。捜査が完了いたしましたれば、速早く起訴することはいふやうな手加減によつてさうした自然な結果ができる、できないといふやうな問題でないと思ひます。苟くも誰か犯罪があります場合には、法律に付さなければならぬ。犯罪がある者を無闇にそれを抹殺することは、何人ともできない。でありますから、捜査の結果、犯罪があるならば、これは当然法の裁きを受けしめることは当然であると思ひますから、そういうことは手加減によつてできることではない。例えば私が先程お尋ねいたしました今捜査中の事件が、まだ捜査完了しないけれども、折角捜査の資料を取つ

ておるのであるから、今のうちに起訴して置かなければ、新法によつてやることになれば、その資料が殆んど徒勞に帰するといふことによつて、未熟な事件を起訴するといふやうな處れがあるがごときは、これは手加減で私では尋ねたいましたよな新らしい事件が、新らしい新事実が現れまして、それはどうしても看過することのできない事件でありましたときには、これは手加減なんかではやつちやいけなないことだと思ひます。その關係をこの過渡的時代における刑事訴訟法施行法の立法に當つては、私はその点を深く心配いたしましたのであります。それに対して政府はどういう方法によつて、この間の不自然のあることを解決するかといふこと、御方針なり、御意見を承わつて、審議を進めたいと思つております。只今の御意見のごとくに、現業の檢察廳の方の意見として、後に責任ある御答弁を頂きますならばそれで結構であります。私の質問は、この点は非常に重要な点でありますから、むしろさうした責任ある人の御答弁を伺うことがいと思ひます。或いは資料提出後において重ねてお伺ひしてもよろしいと思ひます。どうぞよろしいやうにお取計らい願ひます。

○理事(岡部警署) 他に御質疑がございましたら、次に刑事補償法の方に移りたいと思ひます。それでは刑事補償法を改正する法律案の逐條の御説明を煩わすことにいたします。

○委員(宮下警署) 刑事補償法を改正する法律案の趣旨及び改正の主要な点につきましては、昨日政府委員から説明をいたしたわけでありましたので、私は逐條に亘りまして御説明申し上げたいと思ひます。時間を省略いたしまして、直ちに逐條の説明に入りたいと思ひます。

先ず第一條は、改正刑事補償法が予定いたしました刑事補償の種類とその補償原因に関する規定であります。第一條の第一項は、未決の拘留又は拘禁による補償を規定いたしてあります。第二項は、刑の執行又は拘置による補償を規定いたしてあります。現行刑事補償法によりまして、未決の拘留については、憲法第四十條によりまして、荷くも拘留、拘禁を受けた者が、後に無罪の裁判を受けなければならないという規定になつておりました。現行法のこの未決の拘留だけの補償ということにいたして置きますと、憲法違反の疑いもありません。ために、刑事手続における未決の拘留の拘留、拘禁については、後に無罪の判決があるならば補償をすること、ことに改正しようとしたのであります。従いまして第一條の第一項によりまして、改正刑事訴訟法の百九十九條、二百十條、二百十三條の規定によりまして、拘留、勾留、百六十七條の鑑定、留置、これらすべての刑事手続上における未決の拘留、拘禁を受けた者が、後に無罪の裁判を受けましたら、補償の請求権を持つことになつておきます。第二項は現行法と変わりございませんが、上訴撤回復讐による上訴、再審、非常上告の手続におきまして、無罪の言渡しを受けた者が、原判決ですでに刑の執行を受けておる

場合、或は死刑の言渡しを受けましたら、死刑執行まで、刑法第十一條第二項の規定によりまして、拘留を受けておつた場合、これに對しましては刑の執行又は拘留による補償をするといふことになつたのであります。第三項によりまして、新刑事訴訟法の四百八十四條乃至四百八十六條におきまして、死刑、懲役、禁錮、拘留等の言渡しを受けました者が、拘禁されておらない場合、或いは逃走し又は逃走の虞れがある場合には、檢察官が收監状態を發して拘留するのであります。この拘留も刑の執行とみなすといふことになつたのであります。尙新刑事訴訟法の四百八十一條におきまして、心神喪失者が刑の執行停止の言渡しを受けましたら、病院等に留置されるまでの間監獄に留置されることがあるのであります。この留置期間を刑の執行とみなしておきますので、これも規定によりまして刑の執行とみなすといふことになつたのであります。この第一條によりまして刑事手続における拘留、拘禁のすべてが補償原因になるということに改正しようとしたのであります。

次に、第二條に参ります。第二條の規定によりまして、補償を受けるべき者が死亡した場合において、遺族に對する補償を規定いたしてあります。この建前は、現行刑事補償法と同じ立て方をいたしてあります。改正刑事補償法におきまして、補償請求権を財産権とは考えておりません。言換へますならば、相続の対象になる財産権とは考えておりません。公法上の一身專屬権と考慮しております。従いまして補償を受けるべき本人が死亡した場合には、或いは法律の立て方としたしまして、その遺族にまで補償をする必要もないかも知れませんが、併しなから現行法においてすでに一定の範圍の遺族に對して補償をするといふことにいたしてあります。たとえ本人が死亡いたしましたとしても、その本人の身近の者に尙且つ補償をしてやるということが、公平の觀念から申しまして妥當でありますので、現行法を踏襲いたしまして、本人が死亡した場合に遺族に補償をするという建前を踏襲したわけでありまして、第二條については、第三項の規定であります。この規定は、現行法にない規定を特に挿入いたしました。この規定の意味は、遺族に對する補償の額を定めます場合に、その本人を目録にいたしまして額を考へなさいといふ條文でございます。後に御説明いたしますやうに、第五條第二項におきまして、補償の金額を定める際に裁判所が考慮すべき事項を細かく規定いたしてあります。これは本人を中心とした事項として考慮されるべきいふやうな事項であります。この遺族に對する補償におきまして、やはり裁判所が考慮する事項は、本人を中心として考へて、本人が受けるべきであつた額、又は本人が生前無罪の言渡を受けたならば、受けるべきであつた額を遺族に對して補償せよといふ建前を取つたのであります。

第三條は、遺族の範圍及び補償を受けるべき遺族の順位に関する規定であります。この法律が予定いたしております遺族の範圍は、現行法と同様、本人の配偶者、子、孫、父母及び

祖父母といたしました。民法の改正によりまして、配偶者が前の夫と死別いたしましたも、前の夫の姻族との姻族関係は消滅しない、後に他の男と婚姻いたしましたも、前の姻族との姻族関係は消滅しないといふことになつておるのであります。第三條第一項但書にありますが、若しも本人と死別いたしました配偶者が再婚した場合同様に、本人と本人を忘れて、本人との関係が非常に薄くなつておる事情がございますので、再婚した配偶者はこの姻族の範囲から除外するといふ但書を設けたわけでございます。第三條の第二項において姻族の順位を規定いたしました、子、孫、父母及び祖父母の順序にいたしました。現行法においては父母、祖父母について養方と養方を區別いたしましたので、養方を先にし、養方を後にしておつたのであります。この考え方は、やはり家に終る言換へますならば、家督相続的な考え方に基づいていたものと思ひますので、養方、養方の區別を設けないことになつた。従ひまして、本人に養父母と実父母がある場合には、養父母、実父母共に同一順位として補償請求権を取得することになるわけでございます。次に第三項は、改正民法八百九十條の精神に従ひまして、遺族たる配偶者は常に補償を受けるべき遺族となる。この場合において、他に補償を受けるべき遺族がある場合には、配偶者は常にその者と同一順位とするといふ建前を取りました。これは新民法八百九十條と全く同じ精神に出ているのであります。第四項におきましては、従来の補償法によりまして、家督補償を受けるべき遺族の順位を、家督

相続の規定を準用して順次遺族の順位を定めておつたのであります。民法の改正によりまして、家督相続がなくなりまして、改正案におきましては、同順位に遺族が数人ある場合におきましては、その同順位者が同順位に立つて補償の請求権を取得する、而もその割合は民法九百條の例によるという建前を取つたのであります。民法九百條によりまして、直系卑属と配偶者があります場合には、直系卑属の受ける補償の割合は三分の二で、配偶者が三分の一、配偶者と直系卑属が補償を受けるべき遺族であります場合には、おの／＼二分の一ずつ、この九百條の第一項、第二項に準じまして、この同順位に遺族が数人ある場合の相互の間の割合を定めることになつたのであります。

次に第四條は、現行法の第四條の規定を著しく改めた規定であります。昨日も提案理由の説明において説明がございましたように、新憲法の四十條によりまして、抑留、拘禁を受けた者が後に無罪の判決を受けると、むしろ憲法としては必ず補償をしなければならぬといふことを要求しておると考へるのであります。現行刑事補償法の第四條によりまして、心身喪失、瘡腫者、刑事未成年等の事由によりまして無罪になつた場合には補償をしない。起訴された事実が著しく善良の風俗、公の秩序に反する行爲でありますならば、無罪になつても補償をしない。本人の故意過失によりまして起訴されたり、決留されたたり、或いは有罪判決を受けた場合には補償をしないといふ建前になつておりました。従來の實際の運用といつ

ては、若しも本人が司法警察官、検事等に対して自白をしておつた場合には殆んど補償をされないといふことになつておつたのであります。この規定があらうしたために、實際の運用においては殆んど補償が阻まれておつた。この点を十分考へまして、改正案の第四條におきましては、特に第一号と第二号の場合だけに補償の相対的な不成立條件を定めようといふことになつたのであります。第一号は、本人が殊更に或る意圖を以ちまして特に虚偽の自白をいたしましたり、或いは虚偽の証拠を作りまして、檢察官をして起訴させた、或いは拘留をさせた、或いは裁判官をして有罪の判決をさせるに至つたといふ場合には、補償の一部、又は全部をしないことができることになつたのであります。第一号が考へてお

ります場合は、例えば子が親分の罪を庇つたために、親分がいたしました殺人を、実は自分がやつたのであると、殊更に虚偽の自白をする、或いはその子が同僚の仲間の子分に対して、若しも捜査官に調べられたならば、自分の何某が殺した罪であるといふふうによつて呉れといふ証拠を偽造して自首するといふような場合において、尙且つ補償するといふのは公平の觀念に合致いたしませんので、この場合は補償の一部又は全部をしないことができることになつたのであります。第二号の、一個の裁判によつて併合罪の一部について無罪の言葉を受けても、他の部分について有罪の言葉がありした場合に、補償の一部又は全部をしないことができるといふ規定は、現行法にもある規定でありまして、例えば被告人が窃盜と詐欺

で起訴されまして、窃盜は無罪になつたが、詐欺の方は有罪という場合におきましては、補償の一部又は全部をしないことができることになつたのであります。このように改正案の第四條は、非常に補償不成立條件を狭くいたしました。而もこれを絶対的な不成立條件とはしないで、裁判所の健全な裁量によつて、相対的な補償が成立しない場合があるといふことに直したのであります。

次に第五條は、補償金額算定に關する規定であります。現行法の第五條に相當する規定であります。第五條第一項は、未決の抑留又は拘禁による補償、懲役、禁錮又は拘留の執行、拘留による補償の金額の算定に關する規定であります。これは現行法が一日五百円以内となつておりましたのを、一日最低二百円、最高四百円といふことに定めたのであります。この金額を算出したすにつきましては、現在の物價指數などもいろいろ研究いたしました。現行法の最高八十倍、最低四十倍といふ金額を定めたわけでありまして、裁判所といたしましては、この二百円乃至四百円の範囲において、第五條第二項の、諸般の事情を考慮いたしまして、適當の金額を定めるといふことになつたわけでございます。第五條の第二項におきましては、特にこの第一項の補償金額を算定するに關して、裁判所が考慮しなければならぬ事項を詳細に規定いたしました。現行刑事補償法におきましては、補償の本質を恩惠的な恩惠といふ考え方を取りまして、本來國家には過失はないけれども、國家の恩惠として、國家の仁政として、このよふな補償をするのであるといふ考へ方を取つておつたのであります。そこで

この補償金額を決定するといふ規定を設けたのであります。第五條の第三項は、死刑の執行を受けた者の遺族に対する附加的補償についての規定であります。この規定は現行法第五條第二項においては、裁判所が相當と認めざる金額といふことになつておりましたのを、第三項に規定いたしました。一、一万円以内で裁判所の相當と認めざる金額の附加的補償をしなければならぬ。といふことになつたのであります。この一万円以内の附加的補償は、本人が死刑の執行を受けまして、その前に抑留、拘禁等を受けておりましたならば、この抑留、拘禁による補償は勿論別に遺族が請求できます。これ以外に本人に、或る意味の慰籍的なものといつたしまして、一万円以内の附加的補償をするといふ建前を取つたのであります。併しながら但書にござい

ますように、若しもこの遺族が本人

おるのであります。第四項におきましては、従来の補償法によりますと、補償を受けるべき遺族の順位を、家督

の死亡によりまして、現実に或る財産上の損失を受けておるということを証明した場合に、この損失額を一万円に加えた金額の範囲内で、裁判所が相当と認める附加的補償を定めるといふことにならざるを得ない。第五項は、第三項の附加補償の額を定める場合に、裁判所が考慮すべき各種の事項を規定したのであります。これによりまして、できる限り刑事補償においては損害賠償ではないけれども、損害を社会的公平の観点から十分に補償してやるといふ考え方を強めたわけであり、第五項は、現行法第五條第四項に對する規定であり、罰金又は科料の執行による補償金額についての規定であります。現行法においては、その徴収いたしました罰金、科料金額を返すだけでありましたが、改正案におきましては年五分の利息を附けるといふ建前を取つたのであります。民法四百四條によりまして、利息の定めがない場合に年五分という規定がございますので、この場合においても、年五分の利息を附けるといふことにならざるを得ない。これも刑事補償を、損害を補償するという考え方を取りました必然の結果でございます。第六項は、現行法第五條第五項に對する規定であります。現行法によりまして、若しも没收物が残つておる場合には、その没收物を返すし、破壊又は処分しておる場合には、これによつて得た金額を返すといふだけであつたのであります。が、改正案におきましては、若しも没收物が残つておるならば没收物を返すし、処分、破壊、廃棄いたしました場合には、現在そのものを

を新たに取得するに要する金額を補償する。若し追徴金に年五分の利息を算入してこれを補償するといふ建前を取りました。第六條は、現行法六條に相當する規定でありまして、補償の請求は、無罪の言渡をした裁判所に對してしななければならない。といふことにならざるを得ない。而して現行法においては、この補償の請求についての手続的規定がなされておつたのであります。が、改正案においては、これらの手続的規定は、裁判所の規則によつて定められるといふことを予定いたしました。他の部分における同様、手続的な規定は本法の中から除いてございませぬ。第七條は、現行法の九條に相當する規定でありまして、補償の請求は無罪の裁判が確定した日から六十日以内にこれを請求するといふ建前を取りました。これは現行法の考え方をそのまま踏襲したわけであり、第二項は、現行法の第六條第三項に相當する規定であります。が、補償を受けるべき者が一旦請求をした後に死亡いたしましたり、或いは遺族たる身分を失つた場合、例へば養子が継族になつたといふような場合において、他に配偶者以外と同順位の子がいない場合におきましては、請求をした者が死亡し、又は遺族たる身分を失つた日から六十日以内、改めて補償の請求をするといふ建前を取りました。現行法においては、かかる場合においては、前の請求が当然に次順位の者から請求したものとみなされておつたのであります。が、改正案によりまして、遺族の補償請求は、多くの場合同順位者が多数ありま

するので、若しも次順位の者から請求したものとみなすといふことにならざるを得ない。必然的に共同訴訟的な形になりまして、手続が非常に複雑になり六十日以内にその請求をするといふことにならざるを得ない。第八條は、改正案が、遺族の受けるべき割合を民法九百條を準用いたしました關係上、遺族が数人ある場合には、その一人がいたしました補償の請求は、全員のためにその全部に對してされたものとみなすといふ規定を設け、例へば数人の同順位の遺族があり、請求をした一人が補償の請求をいたしましたものと、それは他の全員の請求をいたしましたものであり、而もその金額に對しては、裁判所といたしましては、その請求に對して全額を決定する。それは同順位の遺族全員に對してその決定をしたものといふことにならざるを得ない。第九條は、現行法の七條に相當する規定であり、現行法の七條におきましては、その第一項において、補償の請求は先順位者の明示した意思に反することができないといふ規定があつたのであります。が、これを削除いたしました。現行法においては、例へば本人が補償を要しないと云つて請求をしないので死亡した場合、或いは補償を要しないといふことを明示した場合には、次順位者が請求ができなかつたのであります。が、補償請求権といふものは、それ、一身専屬の権利であつて、別個に遺族に發生するといふことを考へて参ります。或いは本人自身が請求をしないといふ考へであり

ましても、遺族は請求をしたいといふこともあつたといふことを考慮いたしました。この七條第一項の規定を削除いたしました。第十條は、現行法の八條に對する規定であり、補償の請求を代理人によつてもこれをすることができるといふことにならざるを得ない。第十一條は、現行法の十條に相當する規定であり、補償の請求があつた場合におきまして、裁判所の手続に對して規定いたしましたのであります。現行法においては檢察官の意見だけを聽けばよかつたのであります。が、改正案においては、檢察官だけではなく、請求人の意見も聽かなければならないといふことにならざるを得ない。第十二條は、刑事補償と國家賠償との調整を圖つた規定であり、刑事補償はその行為をいたしました者が故意過失の有無を問はず刑事補償をいたすのであります。が、國家賠償は損害賠償であります。不法行為によつて國家が損害賠償をするといふことになつておる。で、或る場合におきましては、同一の原因によつて國家賠償も刑事補償も双方請求し得る場合があるのであります。この兩者の關係を第十二條のような形で調整を取つたのであります。若し同一の原因によつて本人が國家賠償法に基いて損害賠償をすべく受けておる場合においては、刑事補償の金額を定める場合にこれを考慮せよといふことを規定したのであります。若し國家賠償法によつて受けた損害賠償の額が、この法律によつて受けるべき補償の額にひと

しいか、或いはこれを越えておる場合におきましても、やはり刑事補償はする、併しながらその金額は百円以内の名目上の補償をするといふ建前を取つたのであります。或いは考へ方によりましては、このような場合においては請求を棄却いたしました。刑事補償をしないでよいといふ考へ方も取れようかと思ひますが、やはり刑事補償の結果においては不当な手続があつたのでありますから、そのような場合には、たとえ名目上の金額でありましても補償を給して、刑事補償の請求を成立させてやらなければならぬといふ考へ方から、その名目上の補償という制度を設けたのであります。第十三條は、補償を受けるべき同順位の遺族が数人ある場合に、その一人が補償請求をいたしました。その一人に對して補償決定或いは補償の請求を棄却する本案の決定をいたしました場合には、その同順位者全員に對して決定があつたものとみなすといふ規定を設けました。この立案を圖つたのであります。第十四條は、現行法の十一條に相當する規定であり、補償の決定或いは補償の請求を棄却する決定に對しては、即時抗告ができる。建前を取りまして、刑事訴訟法におきましては、この決定をした裁判所が高等裁判所である場合に、特別異議という制度が設けられておる。この場合に對しては、即時抗告をいたしました。この場合に對しては、若し決定をした裁判所が高等裁判所であり、その高等裁判所に異議の申立てをするといふことにならざるを得ない。第十五條は、現行法の十二條に相當

する規定でありまして、補償の決定があつた後に、この決定によつて補償を受けるべき者が拂渡を受けずに死亡いたしましたり、或いは遺族たる身分を失つた場合に、他に配偶者以外の同順位を補償を受けるべき者がない場合には、次順位者に対して決定をしたものとみなすという規定を設けて、その次順位者が前の決定に基いて拂渡の請求ができるということにいたしましたのであります。

第十六條は、現行法の十三條に相当する規定でありまして、補償拂渡の手續きについて規定いたしましたのであります。

第十七條は、補償の拂渡を受けるべき者が数人ある場合に対応する規定であります。この場合においては、その一人に対して補償の拂渡をいたしましたると、その同順位者全員に対して補償をしたということにみなすという規定を設けたのであります。従いましてこの場合には一人に対して補償全額を拂う、後は内部的に同順位者の遺族の者がこの規定によつて分けて貰うという考え方を取つたのであります。

第十八條は、現行法の十四條に相当する規定でありまして、すでに確定いたしました補償の請求権でありましても譲渡はできない。一身専属権であるということを明らかにいたしてあるのであります。

第十九條は、現行法の十八條に相当する規定でありまして、この刑事補償法に基きます決定、即時抗告、異議、これらについて刑事訴訟法を準用する、従いましてこの手続は民事訴訟法ではなくして、刑事訴訟法に準じて運ばれるわけでありまして、これは或いは

民事訴訟法を準用するということが考へられるのであります。事柄が、刑事裁判所において刑事の判決を受け、それに関連いたしました刑事補償の請求があるのでありますから、やはり刑事訴訟法を準用するのが妥当ではないかというところから、現行法の主義をそのまま踏襲いたしました。

第二十條は、現行法十九條に相当する規定であります。現行法の建前を改めまして、官報だけでなく、新聞紙にも無罪の裁判の正文及び要旨、補償をしたというところを掲載することにより、本人の保護を図つたのであります。

次に、附則について極く簡単にこの建前を申し上げます。勿論この改正刑事補償法は、改正刑事訴訟法施行の日でありまして、明年の一月一日から施行するということを予定いたしております。第二項は、この改正刑事補償法施行前に生じた事項、例えば現在刑事訴訟法に基いて、すでに裁判所に対して刑事補償の請求がなされております等の補償においては、これはこの改正法によつてその効果をそのまま認める、改正法に基いてもそのまま続きを進めるといふ意味において、附則の第二項の規定が設けられたのであります。附則の第三項は、本来ならばこの改正刑事補償法は、日本國憲法施行の日と同時に改正されておられなければならないのが、刑事訴訟法の改正が遅れた等の理由によりまして、今日までその改正がなされておらず、今日までの間は、一般にこの刑事補償を受けるべきものが、憲法上本来請求できるものをできなかった。

この間の調節を取る意味におきまして、日本國憲法施行後この法律が施行されるまでに、無罪の言渡を受けた者に關する補償につきましては、すでに前に補償を受けておりましたも、或いは補償を受けなかつた場合でありましても、この法律施行後六十日以内に改めて補償の請求をすることができ、もう一回補償の請求をしてもよい。前に補償の請求をしなかつたものでありましても、或いは前には、現行法の第四條で却却されるようなものでありましても、この新法の規定によりまして補償をしてやろうという建前を取つたのであります。従いましてこの場合においては、勿論新法の規定によりまして、金額等も新法の御留、拘禁の補償でありますならば、二百円乃至四百円の補償金が改められて貰えるわけでありまして、次に附則の第五項の規定であります。これは前項の第五項の規定であります。前項の第五項の規定は、旧刑事訴訟法の規定による例え、拘留と、その他の事項はこの新刑事訴訟法に、これに相当する規定がある場合に、刑事補償法の適用については新刑事訴訟法の規定による拘留とみなすという解釈規定をおきまして、その疑問を避けようとしたのであります。簡単にございまして、逐條の御説明はこれでお終りたいと思ひます。

○理事(岡部常君) この質疑は後にしたいと思います。それでは次に、裁判官の報酬等に關する法律の一部を改正する等の法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案の提案の理由を御説明願ひます。

○政府委員(岡部常君) 只今議題となりました裁判官の報酬等に關する法律の一部を改正する等の法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する等の法律案の提案理由を便宜一括して御説明申し上げます。裁判官及び検察官の給與につきましては、先に第二國會において、一般政府職員に關する職員總平均の月收二千九百二十円を基準とする政府職員の俸給等に関する法律、昭和二十三年法律第十二号及び政府職員の新給與実施に關する法律、昭和二十三年法律第四十六号並びに内閣總理大臣、その他のいわゆる認定官に關する内閣總理大臣等の俸給等に関する法律、昭和二十三年法律第五十五号が制定せられたのに対応いたしまして、各位の御盡力により裁判官の報酬等に關する法律、昭和二十三年法律第七十三号及び検察官の俸給等に関する法律、昭和二十三年法律第七十六号が制定せられ、その後内閣總理大臣等の認定官を除く一般政府職員に關して、職員總平均の月收三千七百九十一円を基準とする昭和二十三年六月以降の政府職員に關する法律、昭和二十三年法律第九十五号が制定せられたのに伴ひまして、認定官たる最高裁判所の裁判官及び高等裁判所長官を除くその他の裁判官につきまして、昭和二十三年六月以降の判事等に関する報酬等に關する法律、昭和二十三年法律第九十六号、又認定官たる検事總長、次長検事及び検事長を除くその他の検察官につきましては、昭和二十三年六月以降の検事等の俸給等に関する法律、昭和二十三年法律第九十七号が提案制定されたことは御承知の通りであります。然るにその後物は依然として高騰を続け、一般勤勞

者は長期に亘る耐乏生活のために全く困窮し、特に政府職員に關する一般勤勞者の給與に比し、甚だしく均衡を失するに至りましたので、政府はこの際更に政府職員に關する法律案を提出して支給することを必要と認め、数日前國會に、昭和二十三年十一月以降の政府職員に關する法律案を提出して御審議を仰いでおり、又内閣總理大臣等の認定官その他のいわゆる特別職に關する法律案を別途提出することになつておりますが、この前の方の法律案は、一般政府職員に關する月收五千三百三十円を基準としたもので、その俸給月額を昭和二十三年六月以降の政府職員に關する法律案の別表に掲げる俸給月額に對して十三割二分、又政府職員の新給與実施に關する法律に定める別表の俸給月額に對しては、平均十七割二分の割合になつており、又後の方の法律案は内閣總理大臣等の認定官の俸給月額を、内閣總理大臣等の俸給等に関する法律案に定める俸給月額の十六割といたしておりますので、裁判官及び検察官につきましてもこれに倣ひ、その報酬又は俸給月額を増額することを必要と認めて、ここにこの法案を提出いたしました次第であります。

第一條は、裁判官又は検察官の報酬又は俸給月額を裁判官の報酬等に關する法律及び検察官の俸給等に関する法律の別表に定める報酬又は俸給月額に比し、それ、認定官たる者につきましては十六割、その他の者につきましては約十七割に相當する金額を増額するよう別表を定め、又従前検察官の俸給等に関する法律第九條の規定によ



